

国立大学法人神戸大学
クラウドファンディングプラットフォーム提供業務募集要項

国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）では、研究及び教育を行う上で最も重要である運営費交付金の削減が現実化しており、欧米の大学などで多く大学財源となっている寄附金の獲得に努めています。

クラウドファンディングとは、インターネット等を利用して、不特定多数の群衆（クラウド）から資金（ファンド）協力を得て、自らのアイデアを実現する仕組みです。

この仕組みを利用し上記の寄附金獲得を行い、研究費や教育支援のために利用する手段を目的として、クラウドファンディングの活用を行います。

不特定多数あるクラウドファンディングプラットフォーム提供者のサービスは若干異なるため、公募を行い各者に提案を求めます。

1. 募集の概要について

(1) 募集内容

仕様書及び契約書（案）をご確認ください。

(2) 募集期間

平成30年10月22日（月）から平成30年11月9日（金）まで

郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。また、EメールやFAXでの受付は締切当日の午後5時までとします。なお、持参の場合の受付時間は土・日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(3) 応募時の提出書類

仕様書内「7. 企画提案内容」をご確認下さい。

(4) 選定方法

企画提案書に基づき、国立大学法人神戸大学内に設置するクラウドファンディング運営者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類選考を実施します。評価要素及び配点については、審査基準をご確認ください。

2. 申込書の提出先及び問合せ先

神戸大学財務部経理調達課

〒650-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

Tel 078-803-5159

FAX 078-803-5386

Email fn-keiyaku1@office.kobe-u.ac.jp

担当：澤田

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。
数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、
確認の連絡をお願いいたします。

国立大学法人神戸大学
クラウドファンディングプラットフォーム提供業務仕様書

1. 目的

国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）では、研究及び教育を行う上で最も重要である運営費交付金の削減が現実化しており、欧米の大学などで多く大学財源となっている寄附金の獲得に努めているところである。

クラウドファンディングとは、インターネット等を利用して、不特定多数の群衆（クラウド）から資金（ファンド）協力を得て、自らのアイデアを実現する仕組みである。

この仕組みを利用し上記の寄附金獲得を行い、研究費や教育支援のために利用する手段を目的として、クラウドファンディングの活用を行う。

不特定多数あるクラウドファンディングプラットフォーム提供者のサービスは若干異なるため、公募を行い各者に提案を求めるものである。

2. クラウドファンディングプロジェクト名

「大阪湾の海底にひそむ活断層を探查する」

3. クラウドファンディングプロジェクトの内容

深江丸（神戸大学海事科学部附属練習船）に装着したマルチナロー音響測深装置、反射法地震探查装置を用いて、大阪湾の海底地形と地下構造を探查し、大阪府北部地震や兵庫県南部地震のような直下型地震を引き起こす活断層の存在を把握するとともに、継続的に探查を実施することで断層の活動度を評価する。

4. 目標金額

別途協議の上、決定する。

5. 業務期間

別途協議の上、決定する。

6. 業務内容

本学の教育研究に活用するための寄附を受け入れる手段としての寄附型クラウドファンディングプラットフォーム提供業務

受注者が持つプラットフォームにより本学が寄附を得ようとするプロジェクトに対し、実現に向けた審査、立ち上げの協力、立ち上げ後のフォローを専任担当者が行い寄附受入れ実現に向け協力する。

なお、当該プロジェクトの目標寄附額に達した場合には、受注者に手数料等を支払い、目標寄附額に達しなかった場合は、手数料等の一切の経費が発生しないこととする。

また、寄附型クラウドファンディングを実施する上で、受注者は国立大学における寄附金受け入れの所得税等の控除について十分理解し適切に対応できることとする。

7. 企画提案内容

以下に示す事項毎に審査基準に基づき提案すること。

- (1) 総取引額、平成29年度の取引額
- (2) 総出資者数、平成29年度の出資者数
- (3) 総取引件数、平成29年度の取引件数
- (4) 成功率
- (5) 公機関への実績、うち国立大学法人への実績
- (6) 私立大学への実績
- (7) 主な特徴
- (8) クラウドファンディングのセミナーの開催実績、本学での開催の可否（必要に応じて費用額）

8. 寄附金の受入れ

寄附金の受入は、総額を支援者からの直接の寄附として受入れるものとする。

9. 支払い

代金は目的額達成プロジェクトに対し各1回に支払うものとする。

業務完了確認後、代金の請求書は、国立大学法人神戸大学財務部経理調達課に送付するものとし、本学は請求書を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。

10. その他

- (1) 当事業のすべてを再委託することはできない。当事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定していること。
- (2) 受注者は、本学と随時打ち合わせ、情報交換等を行うことにより、緊密に連携を図りながら、業務を進めるものとする。
- (3) 本学は、必要に応じて、受注者から業務の進捗状況等について説明、報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (5) 本契約について必要な細目は、国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程によるものとする。

審査基準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、国立大学法人神戸大学内に設置するクラウドファンディング運営者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類選考を実施する。
委員は、提出された企画案ごとに、仕様書提案内容の事項毎について採点する。

2. 選考実施日

平成30年10月下旬頃

3. 評価要素

仕様書7. 企画提案内容

以下に示す事項毎に審査基準に基づき提案すること。

- (1) 総取引額、平成29年度の取引額
- (2) 総出資者数、平成29年度の出資者数
- (3) 総取引件数、平成29年度の取引件数
- (4) 成功率
- (5) 公機関への実績、うち国立大学法人への実績
- (6) 私立大学への実績
- (7) 主な特徴
- (8) クラウドファンディングのセミナーの開催実績、本学での開催の可否
(必要に応じて費用額)

4. 企画提案の決定

選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。また、次順位の企画提案者は次点者として選定する。

なお、提案した事業者が1者の場合でも選定委員会の審議により優先交渉権者とならない可能性もある。

5. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

評価項目及び配点基準

評価項目	点数	審査基準(選定委員会用)
1 実績等	40	
(1) 総取引額	(5)	10億円以上 5点、10億円未満・5億円以上 3点、5億円未満1点
(1)-2 平成29年度 取引額	(5)	1億円以上5点、1億円未満・5千万円以上3点、5千万円未満1点
(2) 総出資者数	(5)	10万人以上5点、10万人未満・5万人以上3点、5万人未満1点
(2)-2 平成29年度 出資者数	(5)	1万人以上5点、1万人未満・5千人以上3点、5千人未満1点
(3) 総取引件数	(5)	3千件以上5点、3千件未満・1千件以上3点、1千件未満1点
(3)-2 平成29年度 取引件数	(5)	1千件以上5点、1千件未満・5百件以上3点、5百件未満1点
(4) 成功率	(5)	70%以上5点、70%未満40%以上3点、40%未満1点
(5) 公機関への実績	(2)	あり2点、なし0点
(5)-2 国立大学法人への実績	(2)	あり2点、なし0点
(6) 私立大学への実績	(1)	あり1点、なし0点
2 企画内容	60	
(7) 主な特徴	(40)	特に優れている40点、優れている:30点、普通:20点、やや劣っている:10点、劣っている0点
(7)-2 手数料等	(10)	手数料や振り込み料等支出すべき費用算出割合が寄附総額(税抜き)の5%未満10点、5%~10%未満5点、10%以上1点
(8) セミナーの開催可否	(10)	複数回可能かつ無償10点、1回可能かつ無償5点、有償で可能3点、不可0点
合 計	100	

* 100点満点で審査する。

国立大学法人神戸大学クラウドファンディングに関する契約書（案）

国立大学法人神戸大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇社（以下「乙」という。）は、甲が研究費や教育支援のために利用する手段として用いることを目的として、クラウドファンディングの活用を行うにあたり、乙が運営するウェブサイト上でクラウドファンディングに係るサービスの提供を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（対象プロジェクト）

第1条 乙は甲に対し、次に掲げるプロジェクト名及びプロジェクトの内容についてクラウドファンディングに係るサービスを提供する。

（1）プロジェクト名

大阪湾の海底に潜む活断層を探查する

（2）プロジェクトの内容

深江丸（神戸大学海事科学部附属練習船）に装着したマルチナロー音響測深装置、反射法地震探查装置を用いて、大阪湾の海底地形と地下構造を探查し、大阪府北部地震や兵庫県南部地震のような直下型地震を引き起こす活断層の存在を把握するとともに、継続的に探查を実施することで断層の活動度を評価する。

（期間）

第2条 本契約の期間は、平成〇年〇月〇日より平成32年3月31日まで（以下「契約期間」という。）とする。ただし、契約期間は甲及び乙の合意をもって、契約期間が満了する前に終了することができる。

（目標金額）

第3条 本契約に基づくクラウドファンディングの目標金額は、甲及び乙の協議により定める。

（寄附金の支払い）

第4条 乙は甲へ寄附募集期間終了月の翌々月までに寄附者による寄附金の総額を甲の指定する口座への振込により支払うものとする。

2 乙が所定の納入期限までに寄附金の納付をしない場合は、未払金につき、納入期日の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を甲に支払わなければならない。

（手数料）

第5条 本契約により実施したクラウドファンディングのプロジェクトの寄附募集が成立

した場合、当該プロジェクトについての寄附募集期間の満了日の翌日に、甲は乙に次項で定める額の手数料を甲の定める方法及び日程により乙に対して支払う義務が生じるものとする。

- 2 手数料の額は、寄附募集期間の終了時における寄附総額の〇%に相当する金額とする。
(消費税及び地方消費税相当額別途)

(プロジェクトの実行)

第6条 甲は、寄附募集が成立した場合、第1条に定めた内容のとおり、プロジェクトを実行するものとする。

(契約の解除)

第7条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第2条に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) 甲又は乙の都合等により本契約の当事者となることが困難となったとき。

(損害の賠償)

第8条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償しなければならない。

(重大な事情変更)

第9条 甲及び乙は、第2条の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

- 2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報(以下「秘密情報」という。)をみだりに他者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(譲渡禁止)

第11条 甲及び乙は、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義の解釈)

第12条 本契約に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関し、紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神戸市灘区六甲台町1丁目1番
国立大学法人神戸大学
契約担当役 理事

〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇社

〇〇 〇〇 印